

# 経済産業省

平成24・03・23貿局第1号  
輸出注意事項24第25号

特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成24年4月2日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談についての一部を改正する通達

特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（平成6年3月25日・貿易局安全保障貿易管理課）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年4月1日から施行する。

「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（平成6年3月25日・貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行								
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記の1に該当しない相談であって、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地又は提供地とする貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。</p> <p>2-1 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記の1に該当しない相談であって、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地若しくは提供地とする貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は補完的輸出規制（輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為）に係る許可について、輸出許可申請等の前に相談を希望する方は、以下の資料等を用意してください。</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 <u>大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る事前相談</u></p> <p><u>輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する方。</u></p> <p><u>ア 様式等</u></p> <p><u>(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1098 1995 1350"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">審 査 用 相 談 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>様式3 [B票]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>様式2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>カタログ、仕様書等の技術資料</td> </tr> </tbody> </table>	審 査 用 相 談 書		①	様式3 [B票]	②	様式2	③	カタログ、仕様書等の技術資料
審 査 用 相 談 書									
①	様式3 [B票]								
②	様式2								
③	カタログ、仕様書等の技術資料								

④	商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等。)
⑤	<p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。)の規定(核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の第二号又は第三号にあっては、本則に限る。)に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等</p> <p>Ⓐ 契約書の場合 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し</p> <p>Ⓑ 輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合 当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し</p> <p>Ⓒ 輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合 当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所又は該当するおそれがある箇所の写し(当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものを併せて添付すること)</p>

④輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合  
当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯  
及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規  
定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載し  
た説明書（B票別紙）

⑥ 核兵器等開発等省令第二号又は第三号に規定する「当該  
貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のた  
めに用いられることが明らかなきとき」又は、核兵器等開  
発等告示第二号又は第三号に規定する「当該技術が核兵  
器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のため  
に用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる  
行為以外のために利用されることが明らかなきとき」の該  
当状況を説明した文書及び根拠となる入手文書等（核兵  
器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の第二号若しく  
は第三号に係る相談であって、核兵器等開発等省令又は  
核兵器等開発等告示の第二号若しくは第三号の本則以外  
の部分（以下「明らかな要件」という。）に係る相談を行  
う場合に限る。）

- (イ) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(ア)の③につい  
てそれぞれの貨物又は技術ごとに作成・添付してください。  
(ウ) 以上の書類を1通と(ア)の①[B票]のコピーを1通提  
出してください。  
(エ) 作成にあたっては、記載要領を参照してください。  
(オ) 必要に応じて(ア)以外の資料の提出をお願いすることが  
ありますが、(ア)の⑥の入手文書等については相談者が所  
有していない資料を求めることはありません。  
(カ) なお、「明らかな要件」の判断に関しては、経済産業省より  
「ガイドライン」（「輸出貨物が核兵器等の開発等のため  
に用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号  
又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号  
イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提

(削る)

供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第二号及び第三号に定める「明らかなき」を判断するためのガイドラインについて)を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。

イ 審査結果の通知

補完的輸出規制に基づく許可申請を行う必要があるか否かについては、事前相談書の判定欄にて回答します。

2-3 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する事前相談

輸出令別表第3の2に掲げる地域を提供地又は仕向地とするものであって、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する方。

ア 様式等

(ア) 事前相談書の構成：次の表に従い作成してください。

	審査用相談書
①	様式3 [B票]
②	様式2
③	カタログ、仕様書等の技術資料
④	商談全体の内容がわかるもの（例えば、既に契約しているものについては契約書等。）
⑤	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする

技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当する又は該当するおそれがあることを示す文書等

①契約書の場合

通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し

②輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合

当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する又は該当するおそれがある箇所の写し

③輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合

当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所又は該当するおそれがある箇所の写し（当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものを併せて添付すること）

④輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合

当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する又は該当するおそれがある内容を記載した説明書（B票別紙）

(イ) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(ア)の③についてそれぞれの貨物又は技術ごとに作成・添付してください。

(ウ) 以上の書類を1通と(ア)の①[B票]のコピーを1通提

2-2 (略)

2-3 相談窓口

記の2-1又は記の2-2に係る事前相談をされる方は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安保審査課」という。）で相談を行ってください。

なお、一般相談案件も受付けております。

輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室に相談を行ってください。

別記 該当非該当についての事前相談に関する細則

1 趣旨

本細則は、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の中欄に掲げる技術（以下「貨物等」という。）を輸出又は取引若しくは当該取引に関する行為を行おうとする者が、貨物等の輸出等に先立って行う、該当非該当の判定（以下「該非判定」という。）を行うに当たり法令の規定のみでは判定が困難な場合に限り、当該法令の解釈について書面により照会する手続を定めるものとする。

2 本照会手続の概要

(1) 照会者の要件

次に掲げる全ての要件を備えた者からの照会を受け付けるものとする。

①契約等により貨物等の輸出を行おうとする者であること

②条文の規定のみでは貨物等の該非判定の判断が困難な場合で

出してください。

(エ) 作成にあたっては、記載要領を参照してください。

(オ) 必要に応じて（ア）以外の資料の提出をお願いすることがあります。

イ 審査結果の通知

補完的輸出規制に基づく許可申請を行う必要があるか否かについては、事前相談書の判定欄にて回答します。

2-4 (略)

2-5 相談窓口

記の2-1、記の2-2、記の2-3又は記の2-4に係る事前相談をされる方は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安保審査課」という。）で相談を行ってください。

なお、一般相談案件も受付けております。

輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室に相談を行ってください。

別記 該当非該当についての事前相談に関する細則

1 趣旨

本細則は、貨物を輸出しようとする者又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為を行おうとする者が、貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立って行う、該当非該当の判定を求めようとする相談に対して、書面により回答を行うとともに、公表する手続を定めるものとする。

2 相談

ア 相談窓口

相談の窓口は、安保審査課とする。

イ 相談者の資格要件

安保審査課は、次に掲げる全ての要件を満たした者（以下、「相談者」という。）又は、相談者の代理人である旨を記載し

あること

③貨物等の該非判定が困難な条文が特定されていること

④条文の規定のみでは貨物等の該非判定が困難な理由及び見解が提示されること

## (2) 照会の対象

以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとする。

①特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではなく、貨物等の該非判定に関する一般的な条文の解釈に係るものであること

②貨物等の該非判定そのものを求める照会でないこと

## 3 照会の方法

(1) 照会は書面をもって行うものとし、照会先は安保審査課とする。(電子的方法を含む。専用電子メールアドレス：qqfcbf@meti.go.jp)

た書面を添付する場合には、その代理人からの相談を受け付けるものとする。

(ア) 貨物を輸出しようとする者又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為を行おうとする者であること。

(イ) 以下のいずれかの場合に該当すること。

① 特定貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特定技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為又は軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合

② ①に該当しない輸出又は取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合(条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。)

(ウ) 該当非該当の判定を求めようとする輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の中欄に掲げる技術を特定して示していること。

(エ) 該当非該当の判定を求めようとする貨物又は技術の具体的な内容を示していること。

(オ) 自己が実現しようとする貨物の輸出又は技術の提供にかかる具体的な行為の内容を示していること。

(カ) 特定された貨物又は技術に係る該当非該当の判定について、自己の見解及びその結論に至った論拠を示していること。

(キ) (イ) の②の場合にあっては、相談者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意していること。

## ウ 相談書

相談は、次に掲げる事項を記載した書面(以下、「相談書」という。)をもって行うものとする。

(ア) 特定貨物に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは特

(2) 照会書面には、様式3により、以下の内容を記載する。

①照会者

②住所及び連絡先

③照会を受けようとする貨物又は技術の名称

④貨物又は技術の予定最終仕向地

⑤照会を受けようとする貨物又は技術の内容

⑥照会を受けようとする貨物又は技術の該当非該当が困難な条文及びその理由

なお、その他、必要に応じ貨物の技術仕様等の資料を求めることがある。また、記載内容が不十分な場合、回答できないことがある。

定技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引又は軍用細菌製剤原料に該当するおそれのある貨物の輸出若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合又は輸出若しくは取引に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

相談書の様式は、様式4〔C票〕による。安保審査課は、相談書の記載内容が不十分な場合、相談者の本人確認をする場合等回答に必要な限度において、相談者又はその代理人に対し、追加書面の提出等の所要の対応を求めることができる。

なお、相談書には、輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表、カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料及び商談全体の内容がわかるもの（例えば、既に契約しているものについては契約書等）を添付しなければならないものとする。

㉞ 企業名及び代表者名（署名捺印又は記名捺印したもの。）  
（個人の場合は個人名（署名捺印又は記名捺印したもの。））

㉟ 住所及び連絡先

㊱ 該当非該当の判定を受けようとする輸出令別表第1又は外為令別表の項番

㊲ 該当非該当の判定を受けようとする貨物又は技術の内容

㊳ 相談者自らが行おうとする行為にかかる具体的な事実

㊴ 相談者の行う該当非該当の判定とその理由

㊵ イの（イ）の㊱の場合にあっては、相談者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意している旨の記述

（イ）特定技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に関する行為若しくは軍用細菌製剤原料に関する技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引に

関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合又は取引に関する行為に先立ち、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた場合（条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合に限る。）

⑦ 相談書の構成：次の表に従い作成してください。

	審 査 用 相 談 書
①	様式1 [A票]
②	様式2
③	外為令別表の規定と当該技術の仕様（性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
④	カタログ、仕様書等の技術の仕様（性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
⑤	技術を利用する者又は利用を予定している者に関する資料（会社案内パンフレット等）
⑥	取引に関する行為の事実を確認できるもの（契約書、仮契約等）

⑦に加えて以下の書類等を提出してください。

- ① 技術の提供を目的とする取引の相手方に関する添付書類
  - ・会社案内パンフレット
  - ・政府等公的機関発行の証明書等（登記簿等）
- ② 技術の利用に関する添付書類
  - ・技術を利用する工場等の名称及び所在地を示す地図
  - ・当該技術を利用するプラント等の全体図
  - ・利用場所の詳細図（レイアウト図等）
  - ・製造製品フロー図（工作機械等製品の製造を行う技術の

#### 4 回答

照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから90日以内に回答を行うことに努める。90日以内に回答できない場合は、照会者に対してあらかじめ通知することとする。

場合)

・新設・増設・補修の別

① 以上の書類を1通とアの① [A票] のコピーを1通提出してください。

② 記載要領については記載要領参照のこと。

③ なお、必要に応じて②以外の資料の提出をお願いすることがあります。

#### エ 相談方法

相談は、相談書を作成の上、これを安保審査課に直接提出するか、又は郵送により提出することによって行うものとする。

#### オ 相談の取下げ

安保審査課は、相談者に対して回答するまでの間に相談者又は代理人から相談の取下げの申し出があった場合には、別記の3の規定にかかわらず、当該申し出に係る相談についての回答は行わないものとする。この場合において、当該相談については、別記の4の規定は適用しない。

#### 3 回答

##### ア 回答書

(ア) 回答は、次に掲げる事項を記載した書面（以下、「回答書」という。）をもって行うものとする。回答書の様式は、様式5 [D票] による。

① 該当非該当の判定をした輸出令別表第1又は外為令別表の項番

② 該当非該当の判定をした貨物又は技術

③ 該当非該当の判定の結果

④ 該当非該当の判定の理由

(イ) 回答書には、上記に掲げる事項の記載のほか、以下のよう  
な注を付することとする。

「(注) 本回答は、外国為替及び外国貿易法第25条及び第48条を所管する立場から、相談者から提示された事実のみを前提として、相談に係る貨物又は技術と輸出貿易管理令別表第1第○項第○号又は外国為替令別表第○項第○号との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事

実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合等には、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。」

イ 回答方法

回答は、安保審査課長の職名で作成した回答書を相談者に受渡し又は送付することによって行うこととする。

ウ 回答を行わない相談

安保審査課は、当該相談が、以下に掲げる要件に該当する場合には、回答を行わないことができる。この場合において、安保審査課は、相談者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及び該当する要件を文書にて通知することとする。

(ア) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合

(イ) 既に経済産業省のホームページにおいて回答が公表されている相談と同種類別の相談である場合

(ウ) 相談者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る相談である場合

(エ) 当該相談に係る事案又は類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て又は外国為替及び外国貿易法に基づく不服申立て）の対象となっている相談である場合

(オ) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある場合

4 相談者名並びに相談及び回答の内容の公表

ア 公表を行う相談

公表は、別記2のイの（イ）の②の場合に行うこととする。

イ 公表事項

公表する事項は、以下に掲げる事項とする。

(ア) 相談者名

(イ) 相談書の内容

(ウ) 回答書の内容

5 経済産業省安全保障貿易管理ホームページでの公表

照会内容及び回答内容については、照会者に対する回答後、必要に応じ、経済産業省安全保障貿易管理のホームページ上に公表することとする。公表にあたっては、3（2）①及び②の事項は公開しない。なお、回答内容が軽微な場合は電話にて回答することがある。

様式 1 (略)  
様式 2 (略)  
(削る)  
(削る)  
(削る)  
(削る)

ウ 公表方法

相談者名並びに相談及び回答の内容は、公表を行うべき時期に達した時は経済産業省のホームページにおいて、以下に掲げる場合を除き、これをそのまま公表するものとする。

(ア) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある場合。

(イ) 相談者又はその代理人が公表の遅延を希望し、相談書に公表の遅延を希望する理由及び公表可能とする時期を付記しているときであって、その理由が合理的であると認められる場合。ただし、この場合においても、必ずしも相談者の希望する時期までに公表を延期するものではなく、公表を遅延する合理的理由が消滅したときには、公表する旨を相談者又はその代理人に通知した上で公表することができることとする。

(ウ) 相談内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成10年法律第150号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合。この場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができることとする。

エ 公表を行うべき時期

公表は、回答書を送付してから30日以内に行うものとする。

様式 1 (略)  
様式 2 (略)  
様式 3 (略)  
別添-1 (略)  
別添-2 (略)  
別紙 (略)

## 法令解釈に関する照会書

下記のとおり照会します。

## 1 照会者

(事業者名・氏名)

(住所及び連絡先)

郵便番号

住所

担当者名 (法人の場合)

電話番号及びFAX番号

電子メールアドレス

## 2 照会を受けようとする貨物又は技術の名称

貨物名 (メーカー名)

技術名 (提供者名)

## 3 貨物又は技術の予定最終仕向地

## 4 照会を受けようとする貨物又は技術の内容 (必要に応じて資料を添付)

## 5 照会を受けようとする貨物又は技術の該当非該当の判定が困難な条文及びその理由

輸出貿易管理令別表第1第 項第 号又は外国為替令別表第 項 第 号

判定が困難な理由

枠内の事項について漏れなく記載してください。  
記載内容が不十分な場合、回答ができない場合があります。

番号  受理年月日

## 該当非該当の判定を求める相談書

下記のとおり相談します。

## 1 相談者

(記名捺印又は署名捺印)

(住所及び連絡先)

郵便番号

住所

担当者名 (法人の場合)

電話番号及びFAX番号

電子メールアドレス

## 2 該当非該当の判定を受けようとする輸出貿易管理令別表第1又は外国為替令別表の項番

輸出貿易管理令別表第1第 項第 号又は外国為替令別表第 項 第 号

## 3 該当非該当の判定を受けようとする貨物又は技術の内容

## 4 相談者自らが実現しようとする貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に係る具体的な行為

## 5 相談者が行う該当非該当の判定とその理由

## 6 公表に対する同意等

(1) 相談者名並びに相談書及び回答書の内容を公表することに、同意する。／同意しない。  
※該当非該当についての事前相談に関する細則の2のイの(イ)の②の場合にのみ「同意する。」  
「同意しない。」のいずれかを丸で囲ってください。

(2) 公表の遅延を、(希望する。／希望しない。)  
※(1)で「同意する。」を丸で囲った方のみ「希望する。」「希望しない。」のいずれかを丸で  
囲ってください。  
※「希望する。」を丸で囲った方は、以下にその理由及び公表可能時期を記入してください。

枠内の事項について漏れなく記載してください。

注.

輸出貿易管理令別表第1又は外国為替令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)との対比表、カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)を証する資料及び商談全体の内容がわかるもの(例えば、既に契約しているものについては契約書等)を必ず添付してください。

(削る)

記載要領

事前相談書の記載要領は次のとおりです。

[A票] (略)

(削る) (略)

[B票]

様式3を使用して下さい。

1. 照会者の欄

照会者が法人の場合は、その名称及び代表者名・郵便番号・住所を記載してください。照会者が個人の場合は、その個人名・郵便番号・住所を記載してください。

なお、照会者が法人の場合は、担当者欄に、担当者の氏名・所属・電話番号・FAX番号・電子メールアドレスを記載してください。

照会内容に不明な点等があった場合、電話にて問い合わせをさせていただきますことがありますので、個人の場合は電話番号を、法人の場合は担当者名及び当該担当者の電話番号を必ず記載してください。記載がない場合は、回答ができないことがあります。

2. 照会を受けようとする貨物又は技術の名称の欄

照会を受けようとする貨物又は技術の名称を記載してください。貨物についてはメーカー名を、技術については提供者名を記載してください。

3. 貨物又は技術の予定最終仕向地の欄

貨物については、輸出貨物の最終陸揚港の属する国を記載してください。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載してください。技術については、技術の提供先である取引の相手方及び利用する者の属する国又は地域を記載してください。

4. 照会を受けようとする貨物又は技術の内容の欄

様式5 (略)

記載要領

事前相談書の記載要領は次のとおりです。

[A票] (略)

[B票] (略)

[C票]

様式4を使用して下さい。

1. 相談者の欄

相談者が法人の場合は、その名称及び代表者名・郵便番号・住所を記載し、代表者印を押印してください。相談者が個人の場合は、その個人名・郵便番号・住所を記載し、個人印を押印してください。

なお、相談者が法人の場合は、担当者欄に、担当者の氏名・所属・電話番号・FAX番号・電子メールアドレスを記載してください。

2. 該当非該当の判定を受けようとする輸出貿易管理令別表第1又は外国為替令別表の項番の欄

該当非該当の判定を受けようとする輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号又は外為令別表の項の番号及び括弧の番号を、記載してください。

3. 該当非該当の判定を受けようとする貨物又は技術の内容の欄

該当非該当の判定を受けようとする貨物の形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素を具体的に記載してください。

4. 相談者自らが実現しようとする貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に係る具体的行為の欄

買主の名称・住所、荷受人の名称・住所、需要者（貨物を費消し、又は加工する者）の名称・住所、仕向地、経由地及び輸出貨物又は提供技術の用途を具体的に記載してください。ただし、これらの事項について公表を希望しない場合は、その概要を記載してください。この場合には、添付資料に具体的な記載をしてください。

照会を受けようとする貨物の形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素を可能な限り具体的に記載してください。

5. 照会を受けようとする貨物又は技術の該当非該当の判定が困難な条文及びその理由の欄

照会者が貨物又は技術の該当非該当の判定が困難となった輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号又は外為令別表の項の番号及び括弧の番号とその理由を具体的に示して記載してください。

5. 相談者が行う該当非該当の判定とその理由の欄

相談者が行った該当非該当の判定の見解とその結果に至った論拠を具体的に示して記載してください。

6. 公表に対する同意等の欄

該当非該当についての事前相談に関する細則の2のイの(イ)の②の場合にのみ、相談者名並びに相談書及び回答書の内容を公表することに同意する方は、「同意する。」を、同意しない方は、「同意しない。」を丸で囲ってください。

なお、同意しない場合には、相談は受理されませんので、ご注意ください。

また、「同意する。」を丸で囲った方のみ、公表の遅延を希望する場合は、「希望する。」を、希望しない場合は「希望しない。」を丸で囲ってください。

なお、「希望する。」を丸で囲った方は、公表の遅延を希望する理由及び公表可能時期を具体的に記入してください。